

体罰認定の基本的な考え方 (詳細版)

懲戒

教員が児童・生徒に対して、戒めるべき言動を再び繰り返させないという、教育目的に基づく行為や制裁を行うこと

注意、警告、叱責、説諭など

体罰かどうか

平成25年3月13日付け文部科学省通知24文科初第1269号「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」の「2 懲戒と体罰の区別について」

- 児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所及び時間的環境、懲戒の態様等を総合的に考える。
- 単に懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、客観的に考慮して判断する。特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったか等の観点が重要。

児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの

一般常識に照らし、肉体的苦痛を与えると評価できるもの

身体に対する侵害を内容とするもの

当該行為があれば幅広く認めていく

適切な範囲内の行為		適切な範囲内の行為		不適切な行為			不適切な行為
コミュニケーション	正当防衛、緊急避難	適切な指導	指導の範囲内	暴言等	体罰		単純暴力行為
有形力を行使するもの	有形力を行使するもの	有形力を行使しないもの	有形力を行使するもの		有形力を行使しないもの 【肉体的苦痛を与えるもの】	有形力を行使するもの 【身体に対する侵害を内容とするもの】	有形力を行使するもの
激励の意味で送り出すことを目的に背中を軽く叩く	飛び降りようとした生徒を引き倒す、殴りかかってきた生徒をかわすために押す	危険な行為を大声で注意する、短時間立たせて説諭する、学校当番を多く割り当てる	腕をつかんで連れていく、頭・肩を押さえて着席させる	暴言等(恐怖感、侮辱感、人権侵害等を与える言動)馬鹿にする、棒で机をたたいて威嚇する、机を蹴る	長時間廊下に立たせる、長時間正座させる、トイレに行きたいと訴える生徒に一切室外に出させない、罰として長時間校庭を走らせる	平手打ち、殴る、蹴る、たたく、投げる、突き飛ばす、髪を引っ張る、物を投げつける、小突く、はたく、押す、げんこつ、つねる、ボールをぶつける	自らの腹いせのために暴力を振るう

適切な範囲内の行為であっても、過度にバランスを欠いている場合には「不適切な行為」として認定する場合がある

けが、悪質又は危険な行為、苦痛の度合い、常習性、隠蔽、被害者の状況等を総合的に勘案し、処分を求めるものを県に上申する

※行為例はあくまでも一例である。また分類は程度や状況によって変わる可能性がある。